

にかほ市風力発電事業と生活環境等との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、風力発電事業がにかほ市の生活環境、自然環境及び景観との調和を保ちながら実施されることの重要性に鑑み、事業者に対して風力発電施設の適正な立地、維持管理及び除却を促し、もって事故や争いの発生防止並びに良好な生活環境、自然環境及び景観の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 風力発電施設 風力を電気に変換する設備及びその附属設備（送電線の設備及び資機材等の輸送用道路を含む。）をいう。
- (2) 新設等 新設、増設又は大規模な改修をいう。
- (3) 事業 市の区域において風力発電施設の新設等（これに伴って行う、樹木の伐採及び土地の区画形質の変更を含む。）を行う事業及び風力発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 事業を行う者及び事業を行おうとする者をいう。
- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地の区域をいう。
- (6) 地域住民 事業区域に隣接し、又は近接する区域等に居住し、又は在住する者であって、事業の実施に伴ってその生活環境等に影響を受ける可能性があるとして認められるものをいう。
- (7) 関係団体 事業区域に隣接し、又は近接する区域等に所在する事業所又は団体等であって、事業の実施に伴って当該事業所又は団体等の事業活動等に影響を受ける可能性があるとして認められるものをいう。
- (8) 地域住民等 地域住民及び関係団体をいう。

(適用事業)

第3条 この条例は、規則で定める事業を除く事業について適用する。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業の実施に当たっては、関係法令並びにこの条例、規則、にかほ市風力発電に係るゾーニング報告書（以下「ゾーニング報告書」という。）及びにか

ほ市における風力発電施設建設に関するガイドラインを遵守し、事故や争いの発生防止並びに良好な生活環境、自然環境及び景観の保全に配慮するとともに、地域住民等の意見を聴く機会を設けることなどにより、地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。

- 2 事業者は、風力発電施設の適正な新設等及び維持管理に努めなければならない。
- 3 事業者は、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、風力発電施設を適正に維持管理し、及び除却するため必要な費用を確保するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、事業の実施に伴い事故等が発生した場合、又は地域住民等との間に争いが生じた場合は、自己の責任において、誠意をもって解決に努めなければならない。

(事業者による提案)

第6条 事業者は、市に対して、事業の活用による地域の活性化に資する取組みに関して提案を行うことができる。

(市民の責務)

第7条 市民は、事業の実施と市の良好な生活環境、自然環境及び景観との調和の重要性について理解を深め、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めるものとする。

(保全エリア)

第8条 事業者は、ゾーニング報告書において保全エリアに指定されている区域を、事業区域に含めてはならない。

- 2 市長は、前項に定める区域の他、土砂災害その他の災害が発生するおそれが極めて高いと認められる区域及び良好な生活環境、自然環境若しくは景観が保たれ、又は歴史的価値若しくは文化的価値があり、これらの保全が特に必要と認められる区域について、事業を禁止する区域として指定することができる。

(調整エリア)

第9条 事業者は、ゾーニング報告書において調整エリアに指定されている区域を、事業区域に含めてはならない。ただし、ゾーニング報告書の調整エリアに係る留意事項に関し、規則で定める措置を適切に講ずる場合は、この限りではない。

- 2 市長は、前項に定める区域の他、災害の防止を図るうえで相当と認められる区域及び良好な生活環境、自然環境若しくは景観が保たれ、又は歴史的価値若しくは文化的価値があり、これらの保全について配慮が必要と認められる区域について、事

業の実施に当たり調整が必要な区域として指定することができる。

(導入可能性エリア)

第10条 事業者は、ゾーニング報告書において導入可能性エリアに指定されている区域を事業区域に含めようとする場合は、ゾーニング報告書の導入可能性エリアに係る留意事項に関し、規則で定める措置を適切に講じなければならない。

(地域住民等への説明及び協定の締結)

第11条 事業者は、事業を実施しようとするときは、地域住民等に対して風力発電施設の新設等に関する事業計画についての説明会を開催するなど、当該事業計画の周知に努めなければならない。

2 事業者は、前項の措置を講じた結果、地域住民等から意見の申し出があった場合は、当該地域住民等と誠実に協議するよう努めなければならない。

3 事業者は、規則で定める範囲内の自治会等から紛争の解決に関する協定の締結について協議があった場合は、誠意をもってこれに対応し、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

(事業の届出)

第12条 事業者は、事業を実施しようとするときは、事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業を行う目的、位置及び行程等の事業の計画を明らかにした書類

(3) 風力発電施設の維持管理費用及び除却費用の積立計画等がわかる書類

(4) 地域住民等への説明会の状況を記録した報告書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、事業者に対して意見を述べることができる。

3 事業者は、第1項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事着手等に係る届出)

第13条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 事業を実施するための工事（以下「工事」という。）に着手するとき。

- (2) 工事を中止するとき。
- (3) 中止していた工事を再開するとき。
- (4) 工事が完了したとき。

(報告及び立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業の承継)

第15条 事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第16条 事業者は、事業区域内の見やすい場所に、規則で定める項目が記載された標識を設置しなければならない。

(維持管理等に関する報告)

第17条 事業者は、風力発電施設の稼働状況及び保守点検の実施状況について、1年に1回市長に報告しなければならない。

2 事業者は、自然災害又は火災等により、事業区域及びその周辺区域において被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、市長に報告しなければならない。ただし、当該自然災害又は火災等が継続している場合は、この限りでない。

3 前項に規定する場合のほか、地域住民等の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、市長は、風力発電施設の稼働状況及び保守点検の実施状況について、事業者に報告を求めることができる。

(事業終了後の除却等)

第18条 事業者は、事業を終了したときは、速やかに、風力発電施設を除却するとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

(指導、助言及び勧告)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、いつでも、事業者に対し、事業の適切

な実施について必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項に規定する保全エリアにおいて事業を実施したとき又は第9条第1項に規定する調整エリア若しくは第10条に規定する導入可能性エリアにおいて必要な措置を講ぜずに事業を実施したとき。

(2) 第12条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第13条の規定による届出をせずに工事に着手したとき。

(4) 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) 第16条の規定による標識の設置を行わなかったとき。

(6) 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(7) 前条の規定による除却をせず、又は届出をしなかったとき。

(8) 前項の規定による指導又は助言に従わなかったとき。

3 市長は、前項の規定により勧告しようするときは、あらかじめ、にかほ市風力発電事業審議会の意見を聴くものとする。

4 第1項の規定による指導若しくは助言又は第2項の規定による勧告を受けた者は、当該指導、助言又は勧告に基づいてとった措置について、市長に報告をしなければならない。

(公表)

第20条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与えるとともに、にかほ市風力発電事業審議会の意見を聴かなければならない。

(審議会の設置)

第21条 事業の実施と市の良好な生活環境、自然環境及び景観との調和に関する重要な事項を審議するため、にかほ市風力発電事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第22条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域住民等を代表する者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をしている事業者であって、事業を実施しようとするものについての第12条第1項の規定の適用については、同項中「事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に」とあるのは「速やかに」とする。
- 3 この条例の施行の際現に工事に着手している事業者については、第13条（第1号に限る。）の規定は、適用しない。

(検討)

- 4 市長は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況及び再生可

能エネルギーに関する知見の進展の動向等を勘案し、この条例の規定及びゾーニング報告書について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。